

○相模原市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改正後	備考
<p>○相模原市都市公園条例 昭和45年3月30日条例第11号</p> <p>(略)</p> <p><u>第2条 削除</u></p>	<p>○相模原市都市公園条例 昭和45年3月30日条例第11号</p> <p>(略)</p> <p><u>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p><u>第2条 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画に定める目標のとおりとする。</u></p> <p><u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u></p> <p><u>第2条の2 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、</u></p>	

現 行	改正後	備考
	<p><u>運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園は、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。</u> <u>(公園施設の設置基準)</u></p> <p>第2条の3 <u>一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合には、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、これを超えることができる。</u></p> <p>(1) <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫又は都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として本条本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p> <p>(2) <u>前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度とし</u></p>	

現 行	改正後	備考
	<p><u>て本条本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p> <p><u>ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国 宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念 物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形 文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録さ れた建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高い ものとして省令第1条の3に規定する建築物</u></p> <p><u>イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建 造物として指定された建築物</u></p> <p><u>ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物とし て指定された建築物</u></p> <p><u>(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を 有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合にお いては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分 の10を限度として本条本文又は前2号の規定により認められる 建築面積を超えることができる。</u></p> <p><u>(4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられ る建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合 においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積 の100分の2を限度として本条本文又は前3号の規定により認 められる建築面積を超えることができる。</u></p> <p><u>(都市公園移動等円滑化基準等)</u></p> <p><u>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する都市公園移動 等円滑化基準並びに移動等円滑化のために必要な公園施設(同法第 2条第13号に規定する特定公園施設を除く。)及び設備の設置に関</u></p>	

現 行	改正後	備考
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条の2 市の管理する公園施設で、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(有料公園施設等の供用期間及び供用時間)</p> <p>第6条の3 有料公園施設並びに児童交通公園、動物広場、スポーツ</p>	<p><u>する基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、個人の能力、年齢、性別等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう配慮するものとする。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条の2 市の管理する公園施設で、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、<u>別表第1の2</u>のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(有料公園施設等の供用期間及び供用時間)</p> <p>第6条の3 有料公園施設並びに児童交通公園、動物広場、スポーツ</p>	

現 行	改正後	備考
<p>広場及びニュースポーツ広場（以下これらを「有料公園施設等」という。）の供用期間及び供用時間は、<u>別表第1の2</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めたときは、同項に規定する有料公園施設等の供用期間及び供用時間を変更することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により有料公園施設等の供用期間の変更及び供用時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。</p> <p>（略）</p>	<p>広場及びニュースポーツ広場（以下これらを「有料公園施設等」という。）の供用期間及び供用時間は、<u>別表第1の3</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めたときは、同項に規定する有料公園施設等の供用期間及び供用時間を変更することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により有料公園施設等の供用期間の変更及び供用時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p><u>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p><u>2 この条例の施行の際現に権原に基づいて都市公園の公園施設として設けられている建築物の建築面積の総計が、この条例による改正後の第2条の3に規定する公園施設の設置基準に適合していない場合においても、これらの建築物は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後においてもなお存置することができる。</u></p> <p>別表第1</p>	

現 行	改正後	備考
<p><u>別表第1</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別表第1の2</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>別紙のとおり</u></p> <p><u>別表第1の2</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別表第1の3</u></p> <p>(略)</p>	

別表第1(第2条の4関係)

1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(3)に掲げる基準に適合し、かつ、(5)に掲げる基準に適合する傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。)を併設すること。</p> <p>カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(2) 通路の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由</p>
----------	--

によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(3)に掲げる基準に適合し、かつ、(5)に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中で長さ150センチメートル以上の水平部分が設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路際に車椅子使用者の利用に支障のない退避できる場所が設けられていること。

カ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

キ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ク 通路の両側は、転落を防ぐ構造とすること。

ケ 必要に応じて、手すりが設けられていること。

コ 縁石を設ける場合は、切下げの幅は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。

サ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋が設けられていること。

(3) 階段(その踊り場を含む。以下同じ。)の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、(5)に掲げる基準に適合する傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路

を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けなければならない。

	<p>(7) 2の項から5の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続しなければならない。</p>
<p>2 休憩所及び管理事務所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の項(3)に掲げる基準に適合し、かつ、同項(5)に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合における当該戸の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構</p>

	<p>造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、4の項(2)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>

	<p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 1の項(2)に掲げる基準に適合する通路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる通路は、同項(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
<p>4 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げ</p>

る基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口の基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の項(3)に掲げる基準に適合し、かつ、同項(5)に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合における当該戸の基準は、次に掲げるとおりとする。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

	<p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p> <p>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 水飲場及び手洗場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p>
<p>6 掲示板及び標識</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。</p> <p>(3) (2)の標識は、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮</p>

	<p>しなければならない。</p> <p>(4) 公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。</p>
7 ベンチ、野外卓等	<p>ベンチ、野外卓等を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p>
8 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次に掲げるところにより必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、駐車場から1の項(1)に掲げる基準に適合する出入口へ通ずる通路にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 敷地に接する道から1の項(1)に掲げる基準に適合する出入口へ通ずる通路</p> <p>イ 1の項(2)に掲げる基準に適合する通路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>ウ 1の項(3)に掲げる基準に適合する階段の上端及び下端に近接する通路又は広場並びに踊り場の部分</p> <p>エ 1の項(5)に掲げる基準に適合する傾斜路の上端及び下端に近接する通路又は広場</p> <p>(2) 公園施設の配置を表示した6の項(2)の標識には、点字その他の案内設備を設けなければならない。</p>